

特別事業実施要項

1 目的

高等学校において生徒の豊かな感性を磨き，地域に根ざした開かれた学校づくりと，それぞれの学校の芸術文化活動の活発化と質的向上を図る。

2 事業内容

学校で開催する文化事業に対し補助する。(但し文化祭は除く)

文化事業とは，優れた芸術家や文化団体等を招致して行う観劇会，音楽会等及び学校における文化講演会等を原則とする。

3 補助条件

実施要項や印刷物(プログラム，リーフレット等)，横断幕・懸垂幕を作成する場合は，「県高等学校文化連盟特別補助事業」の語句を入れ，事業補助の周知を図る。

4 補助金額

算定基準，規定は，下記のとおり。各学校の配分額は，別表の通り。

- (1) 特別事業費総額は，負担金総収入額の15%を上限とする。事業費が15%を超えるときには，各校への補助額を減額する。
- (2) 生徒数400名以上の学校は，生徒数×100円の額(千円未満の端数は切り捨て)を上限として補助する。
生徒数400名未満～100名以上の学校は，3.5万円を上限として補助する。
生徒数が100名未満の学校は，3万円を上限として補助する。
ただし，熊毛地区・大島地区に関しては5万円を上限として補助する。
- (3) 生徒数は，前年度数に基づく。(予算作成が前年度2月のため)
- (4) 特別事業費は3年間積立でき，3年毎，2年毎，毎年毎の利用ができるものとする。3年間利用のなかった分については順次特別会計に入れる。

5 補助金の申請方法

文化事業を実施した学校は，実施後1ヶ月以内に下記により補助金の申請書を郵送又はメールにて提出し承認を得る。

- (1) 提出書類
 - ・ 様式12号
 - ・ 補助条件を満たした証拠書類(実施要項，印刷物，写真，写真データ等)

- (2) 提出先

〒899-2702 鹿児島市福山町573番地 松陽高等学校内
鹿児島県高等学校文化連盟会長

※様式は，県高文連ホームページからダウンロードできます。